

令和4年5月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和4年5月26日（木）

午前9時30分より

場 所 町民センター 3Bクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

（1）議案第5号 令和5年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）について

（2）議案第6号 令和4年度一般会計補正予算（第2号補正）について

5 報告・協議事項

（1）小・中学校学級編成及び児童生徒数について 資料 No. 1

（2）二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会設置要綱について 資料 No. 2

（3）その他

＊ 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和 4 年 5 月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R 4 . 4 . 28 ~ R 4 . 5 . 25)

月	日	曜日	内 容
4	28	木	定例教育委員会議
			一色小学校学校運営協議会
5	2	月	二宮小学校コミュニティ・スクール
5	6	金	政策会議
			総合計画策定委員会
			特別支援教育担当者会
5	9	月	小中学校校長会
			神奈川県町村教育長会議
5	10	火	手をつなぐ育成会総会
			初任者研修会
5	11	水	二宮町図書館・学校図書館連絡協議会
5	13	金	二宮中学校 PTA 総会
			地域学校協働活動推進員委嘱式
5	16	月	全国町村教育長会第 63 回定期総会・研究大会
5	17	火	政策会議
			行政改革推進本部会議
5	18	水	二宮町文化財保護委員会議
5	19	木	二宮町図書館協議会
5	20	金	二宮町児童生徒安全対策協議会
5	24	火	二宮町デジタル推進本部会議
			社会教育委員会議
5	25	水	議会全員協議会

5月政策会議結果報告

令和4年5月6日（金）開催分

【町長あいさつ】

先日、町長ヒアリングで各事業等の方向性を確認しているが、すぐに6月議会になるため、必要な準備をすること。

【主な付議案件】

- 1 令和5年度県の施策・予算に関する要望（3市3町）について
(政策部)
 - ・令和5年度分の要望事項を決定した。教育関係の要望事項は、町村会を通じた要望へ統一しているため、この要望には含まれていない。
- 2 令和5年度国政に関する要望について（神奈川県町村会） (政策部)
 - ・町村会を通じた国政要望について確認を行った。
- 3 ウォータースタンド（株）とのプラスチックごみ削減の推進に関する協定について
(都市部)
 - ・主な公共施設にフィルターを備えた機器（無償で町に貸与）に水道水を接続して、マイボトルなどの利用を促進し、プラごみの削減につながることを目的とする。

【情報交換】

- 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対応状況について、各課に照会を行い情報共有することを考えているため、対応をお願いする。
(健康福祉部)

令和4年5月17日（火）開催分

【町長あいさつ】

6月定例議会が始まる時期になるが今年度新たに取り組む事業、改善した事業については、準備方お願いします。

【主な付議案件】

- 1 令和4年度 重点施策事業等に係る町長ヒアリング結果について
(政策部)
 - ・4月に実施した令和4年度重点施策事業等に係る町長ヒアリングの結果が示された。それぞれ内容を確認し、次回の会議で決定することとなった。

- 2 健康増進法に基づく町施設の受動喫煙防止対応について（健康福祉部）
- ・実施から3年ほど経過しているが喫煙できる場所が区画されていることや標識を掲示すること、また、施設を利用するものが通常立ち入らない場所に設置されているかなどについて確認を行った。

- 3 二宮町小中一貫教育推進計画について（教育委員会）
- ・4月の定例教育委員会議で決定した上記計画についての報告を行った。

【情報交換】

- Jアラート訓練を18日午前11:00に行う。（総務部）

教育総務課事業報告

事業報告

(令和4年4月28日～令和4年5月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月6日	金	特別支援教育担当者会	オンライン	20
5月9日	月	小・中学校校長会	第1会議室	11
5月10日	火	初任者研修会	町民センター	12
5月11日	水	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮小学校	13
5月12日	木	情報教育担当者会	オンライン	7
5/13-15	金～月	二宮西中学校修学旅行	京都・奈良	－
5月16日	月	学校事務連携会議	町民センター	7
5/17-19	火～木	二宮中学校修学旅行	京都・奈良	－
5月17日	火	人権教育担当者会	オンライン	6
5月18日	水	幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会	町民センター	8
5月18日	水	幼稚園・保育園・小学校交流会	町民センター	16
5/19-20	木金	3小学校修学旅行	日光（二宮小・山西小） 鎌倉・箱根（一色小）	－
5月20日	金	児童生徒安全対策協議会	町民センター	24

事業予定

(令和4年5月26日～令和4年6月23日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月27日	金	小中一貫カリキュラムワーキンググループ代表者会	オンライン	31
5月30日	月	社会科副読本担当者会	教育支援室	8
6月2日	木	山西小運動会	山西小学校	－
6月6日	月	中学校英語教育研修会	二宮西中学校	10
6月10日	金	二宮小運動会	二宮小学校	－
6月11日	土	中学校体育祭（二宮中・二宮西中）	町立中学校	－
6月15日	水	小・中学校校長会	町民センター	12
6月15日	水	分離型小中一貫教育校準備委員会	町民センター	17
6月15日	水	小中一貫カリキュラムワーキンググループミーティング	代表者の所属校または町民センター	－
6月16日	木	二宮町幼・保・小・中一斉避難訓練及び引取り訓練	各園、町立学校	－
6月17日	金	小学校英語教育研修会	一色小学校	12

学校給食センター

事業報告 (令和4年4月28日～令和4年5月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
5月25日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

事業予定 (令和4年5月26日～令和4年6月23日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
6月22日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

生涯学習課事業報告

(令和4年4月28日～令和4年5月25日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者／人数	担当班
5/17	火	地域学校協働活動推進員委嘱状 交付式	マルチルーム 1	-	9 名	学習
5/18	水	ちいちゃいおはなし会	おはなしのへや	8組	3 組	図書館
5/18	水	文化財保護委員会①	ミーティング ルーム1	-	8名	学習
5/19	木	図書館協議会①	ミーティング ルーム 1	-	10名	図書館
5/20	金	わらべうたであそぼう	和室	8組	4 組	図書館
5/21	土	おはなし会	おはなしのへや	8組	5 組	図書館
5/24	火	社会教育委員会議①	ミーティング ルーム 1	-	10名	学習

生涯学習課事業予定

(令和4年5月25日～令和4年6月23日)

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間	担当班
5/31	火	令和4年度放課後子ども教室サ ポーター研修	町民センター2A	10:00	学習
6/1	水	ブックスタート	保健センター	13:30	図書館
6/6	月	放課後子ども教室	一色小学校	-	学習
6/8	水	ちいちゃいおはなし会	おはなしのへや	10:30	図書館
6/4	土	スポーツ推進委員ニュースポー ツ研修会①(ユニカール)	温水プール2階	10:00	スポーツ
6/10	金	スポーツ推進委員連絡協議会②	ミーティング2	19:15	スポーツ
6/10	金	放課後子ども教室	山西小学校	-	学習
6/13	月	放課後子ども教室	二宮小学校	-	学習
6/17	金	わらべうたであそぼう	和室	10:30	図書館
6/18	土	おはなし会	おはなしのへや	10:00	図書館
6/18	土	スポーツ推進委員ニュースポー ツ研修会②(バウンスボール)	体育館	10:00	スポーツ

議案第 5 号

令和 5 年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）について

令和 4 年 5 月 2 6 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小・中学校において使用する教科用図書を採択するにあたり、その方針を定めるため提案する。

令和5年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針（案）

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「令和5年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和5年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。

令和 5 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、令和 5 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校、中学校、義務教育学校の前期課程及び後期課程において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和5年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和5年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。

- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果「社会（歴史的分野）」（令和4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 当該採択地区内の市町村教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他（保護者等）

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和5年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

○「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第30条2項・第49条）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

○ 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。

- ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を

育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・言語能力の確実な育成
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・学校段階間の円滑な接続
 - ・情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 32 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和 3 年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

令和4年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学 校 名	学 級	5 月 1 日 の 児 童 (生 徒) 数									5 月 1 日 の 実 学 級 数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合 計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
二宮小学校	通常	128	93	97	112	107	110	647	30	677	4	3	3	3	3	3	19	7	26
	知的	3	2	1	1	2	1		10	10								2	
	肢体				1				1	1								1	
	病弱	1	1						2	2								1	
	難聴					2			2	2								1	
	情緒	2	5	4	1	1	2		15	15								2	
一色小学校	通常	28	21	34	24	18	32	157	10	167	1	1	1	1	1	1	6	3	9
	知的					1			1	1								1	
	情緒	1		1	1	4	2		9	9								2	
山西小学校	通常	46	55	61	51	51	61	325	11	336	2	2	2	2	2	2	12	2	14
	知的	2	1	1			2		6	6								1	
	情緒		1		3		1		5	5								1	
二宮中学校	通常	119	99	122				340	15	355	3	3	4				10	4	14
	知的	2	6	1					9	9								2	
	肢体		1						1	1								1	
	情緒	3	1	1					5	5								1	
二宮西中学校	通常	68	85	89				242	14	256	2	3	3				8	4	12
	知的	2	2	1					5	5								1	
	肢体			1					1	1								1	
	難聴	1							1	1								1	
	情緒	3	4						7	7								1	

児童数計	1,180
生徒数計	611

令和3年度

5月1日現在の児童・生徒数及び学級数

学 校 名	学 級	5 月 1 日 の 児 童 (生 徒) 数									5 月 1 日 の 実 学 級 数								
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合 計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	通常学級計	特別支援学級計	合計
二宮小学校	通常	96	94	114	106	107	121	638	24	662	3	3	3	3	3	4	19	6	25
	知的		1	1	2	1	2		7	7								1	
	肢体			1					1	1								1	
	病弱	1							1	1								1	
	難聴				2				2	2								1	
	情緒	4	4	1		2	2		13	13								2	
一色小学校	通常	20	35	24	19	31	27	156	11	167	1	1	1	1	1	1	6	4	10
	知的				1				1	1								1	
	難聴						1		1	1								1	
	情緒		1	1	3	2	2		9	9								2	
山西小学校	通常	54	62	47	50	59	58	330	13	343	2	2	2	2	2	2	12	3	15
	知的	1	1			2	1		5	5								1	
	病弱						1		1	1								1	
	情緒	1		3		2	1		7	7								1	
二宮中学校	通常	100	120	119				339	14	353	3	4	3				10	4	14
	知的	6	1	2					9	9								2	
	肢体	1							1	1								1	
	情緒	1	1	2					4	4								1	
二宮西中学校	通常	84	89	81				254	9	263	3	3	3				9	3	12
	知的	2	1						3	3								1	
	肢体		1						1	1								1	
	情緒	4		1					5	5								1	

児童数計	1,172
生徒数計	616

参考比較 (児童・生徒数)

	4年度	3年度	差
二小	677	662	15
一色小	167	167	0
山小	336	343	△ 7
二中	355	353	2
西中	256	263	△ 7

参考比較

	4年度	3年度	差
小学校	1,180	1,172	8
中学校	611	616	△ 5
計	1,791	1,788	3

参考比較 (通常級実学級数)

	4年度	3年度	差
二小	19	19	0
一色小	6	6	0
山小	12	12	0
二中	10	10	0
西中	8	9	△ 1

参考比較 (支援級実学級数)

	4年度	3年度	差
二小	7	6	1
一色小	3	4	△ 1
山小	2	3	△ 1
二中	4	4	0
西中	4	3	1

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会設置要綱

(設置)

第1条 二宮町小中一貫教育推進計画（令和4年4月策定）に基づき、施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた研究を推進するため、二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次の各号に掲げる事項について研究するものとする。

- (1) 施設一体型小中一貫教育校における教育の内容に関する事。
- (2) 施設一体型小中一貫教育校の方向性と学校形態に関する事。
- (3) 施設一体型小中一貫教育校の設置時期や場所、規模等に関する事。
- (4) 施設一体型小中一貫教育校又は義務教育学校の先進事例に関する事。
- (5) その他小中一貫教育の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校運営協議会代表 各校2人（保護者1人及び地域関係者1人）
- (2) 小学校長代表 1人
- (3) 中学校長代表 1人
- (4) 有識者 2人
- (5) 教育委員
- (6) 教育長
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 研究会は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が研究会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

令和4年度 6月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和4年6月24日（金）9時30分から
- 2 場 所 町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項
 - （1）令和4年度使用教科書採択について
 - （2）ガラスのうさぎ像平和と友情のつどいについて
 - （3）令和3年度二宮育英会奨学生の選考結果等について
 - （4）その他

※ 出席を要する主な行事

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 6月 2日（木） | 山西小運動会 |
| 6月10日（金） | 二宮小運動会 |
| 6月11日（土） | 二宮中学校汐鳴祭（体育の部）、二宮西中体育祭 |
| 6月20日（月） | 14時00分 二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会 |
| 6月24日（金） | 9時30分 6月教育委員会議定例会 |
| 6月27日（月） | おおさわ学園 三鷹市立第七中学校 視察 |